

配信日時	2/10/2026 1:01:02 PM	送信ID	15860
配信者	川崎市		
対象サービス	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、旧医療型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、居宅訪問型児童発達支援		
対象地域	川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区		

件名	【川崎市からのお知らせ】保育士特定登録取消者管理システムの活用等に関する調査および施設情報登録について(依頼)
本文	<p>市内指定障害児通所支援事業所 管理者様 市内指定障害児入所施設 管理者様</p> <p>日頃から、本市障害福祉事業施策に御尽力いただき、ありがとうございます。</p> <p>さて、令和6年4月1日の児童福祉法改正により、児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士登録を取り消された者等の情報を管理する「保育士特定登録取消者管理システム」を活用することが義務付けられ、運用開始から1年が経過したことから、各施設・事業所における本システムの認知度、利用登録及び活用状況を把握するための調査への回答を依頼するものです。</p> <p>ついては、本調査の趣旨を御理解いただき、次のとおり御回答くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、システムの利用者情報登録を行っていない施設・事業所におかれましては、「別添3_保育士特定登録取消者管理システムの活用の義務について」を御確認いただき、別途メール(【川崎市からのお知らせ】[その2:登録 URL 記載]保育士特定登録取消者管理システムの活用等に関する調査および施設情報登録について(依頼))を送付させていただいておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>1 回答方法</p> <p>以下の Web アンケートフォームよりアクセスし、御回答をお願いいたします。 【URL:https://lgn.research-ccng.com/index.php/653542?lang=ja】</p> <p>2 回答期限</p> <p>令和8年2月 13 日(金)まで</p> <p>3 書式ライブラリー掲載先</p> <p>「3. 川崎市からのお知らせ」→「1-3 事業者指定担当からのお知らせ」 文書名:保育士特定登録取消者管理システムの活用等に関する調査および施設情報登録について (https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=281)</p> <p>4 掲載資料</p> <p>00_保育士特定登録取消者管理システムの活用等に関する調査および施設情報登録について(依頼) 01_回答案内(公立)(PDF)[注1] 02_回答案内(私立)(PDF) 03_保育士特定登録取消者管理システムの活用の義務について(PDF) 04_【保育士雇用者】保育士特定登録取消者管理システムマニュアル(PDF)[注2]</p>

[注1] 公立:南部地域療育センター、中央療育センター、北部地域療育センター

[注2] システムの利用者情報登録を行っていない施設・事業所が使用する

5 問合せ先

① システムの使用方法や技術的な内容について

株式会社CCNグループ

E-mail:hoiku2025@ccn-g.co.jp

② 保育士特定登録取消者管理システムへの登録について

保育士特定登録取消者管理システムヘルプデスク

電話: 050-3647-9572

E-mail:support@hoikusys.sakura.ne.jp

[発信元]

川崎市健康福祉局障害保健福祉部

障害者施設指導課事業者指定担当

電話:044-200-2927

FAX:044-200-3932

メールアドレス:40sidou@city.kawasaki.jp

このメールアドレスには返信することはできません。返信いただいても回答することができませんので
めご了承ください。
